

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の変更について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第五条第五項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更があったため、同法第五条第六項により公示する。

名称	東広島市特定地域づくり事業協同組合
住所	広島県東広島市河内町上河内 1 4 5 番地 1
代表者の氏名	久保中 大貴
事務所の名称	東広島市特定地域づくり事業協同組合事務所
事務所の所在地	広島県東広島市河内町上河内 1 4 5 番地 1
地区	広島県東広島市豊栄町・福富町・河内町
事業	(1) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (3) 組合員の福利厚生に関する事業 (4) 前各号の事業に附帯する事業
有効期間の満了の日	令和 1 5 年 3 月 3 0 日

○変更内容（変更年月日：令和 6 年 1 1 月 1 4 日）

変更に係る事項	変更後	変更前
住所	広島県東広島市豊栄町乃美 750 番地 1	広島県東広島市河内町上河内 1 4 5 番地 1
代表者の氏名	近成 一志	久保中 大貴
事務所の所在地	広島県東広島市豊栄町乃美 750 番地 1	広島県東広島市河内町上河内 1 4 5 番地 1